



ヘルメット着用強化月間！！

自転車の事故が全国で相次ぐ中、利用者の安全を守るため、2023年4月から、年齢を問わず自転車に乗るすべての人にヘルメットの着用が義務化されます。すでに13歳未満の子どもについては、保護者に着用させる努力義務が課せられていますが、対象が拡大されることになるということです。

警察庁によると、2017～2021年に自転車乗車中の事故で亡くなった2145人のうち、約6割の1237人は頭部に致命傷を負っており、死傷者数に占める死者の割合を示す「致死率」は、着用者が0.26%だったのに対し、非着用者は約2.2倍の0.59%でした。(毎日新聞2022/12/20からデータを引用)

これらのことを踏まえ、本校では、2月は自転車乗車時のヘルメット着用強化月間とし、3月には自転車乗車時のヘルメット着用義務化の予定です。

下記は、鳥取県教育委員会のホームページに記載されている「高校生の自転車用ヘルメット着用」の「**自転車安全利用五則**」です。ヘルメット着用だけでなく、「自転車安全利用五則」に書いてあることも守り、安全に乗りましょう。

～自転車安全利用五則～

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る（飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯など）
- 子供はヘルメットを着用

かけがえのない命を守るため、また自転車事故の被害者にも加害者にもならないためにも、みなさんも自転車乗車時にはヘルメットを必ずかぶるようにしましょう。



【行事予定】 1月20日(金)：情報技術検定
 1年生手話学習(1月17日(火)～19日(木))：2月へ延期
 3年生各科課題研究発表会：1月31日へ延期

